

1. 不正利用が増えたのはなぜ

自分のクレジットカードを他人に使われてしまう被害が増えている。クレジットカードの不正利用だ。2022年の被害額は437億円で、前年から100億円以上増えた。2014年の被害額115億円の3.8倍だ。2023年1-6月の被害額は262億円で、前年の1-6月から3割増加した。¹

なぜ、こんなに増えたのだろうか。

カードの不正利用が増えているのは、カード番号を盗まれることが増えているからだ。多いのは、犯人のサイトに、自分のカード番号などを入力したことによる被害だ。

なぜ、被害者は、自分のカード番号などを犯人のサイトに入力したのだろうか。

犯人が、カード会社や通販サイトの名前で、被害者にメールやSNSを送り、カード番号を入力しないと取引が続けられないなどと、うそをついた例が多い。

たとえば、カード会社の名前で、以下のような内容が送られてくる。

このたび、ご本人様のご利用を確認させていただきたいお取引がありましたので、ご利用を制限させていただきました。以下へアクセスの上、ご利用確認にご協力をお願いいたします。ご回答いただけない場合、ご利用制限が継続されることもございます。

〈カード会社のサイトを装っている、実は犯人のサイトのアドレス〉



このアドレスを開いたら、
カード番号を入力して、と書いてあった。
入力したら、番号を盗まれた!

メールのリンクは
開くと危ないね。



¹一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害額の発生状況」。国内で発行されたクレジットカードの不正利用分で、カード会社が把握している金額を集計したもの。

<https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/index.html#damage>

こんなアドレスを開いてカード番号などを入力すると、入力した情報が犯人に盗まれる。犯人は、こうして盗んだ情報を使って、カードで支払う。犯人がカードで支払った代金は、カードの持ち主に請求される。こんなメールが届いたら、削除しよう。

もし、こんなサイトにカード番号を入力してしまったら、カード会社にすぐ電話して、カードの利用を止めよう。カード会社の電話番号は、カードの裏に書いてあることが多い。

以下から、[カード情報を盗む手口についての動画](#)(60秒)を見られる。

<https://www.youtube.com/watch?v=X-epDJT80mY>



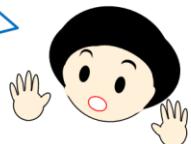
僕のカード番号が、**通販サイトから盗まれた！**

クレジットやネット通販に関する会社から、カード番号などが盗まれることがある。買う人がカードの本当の持ち主だということの確認が甘い通販サイトは、犯人が盗んだ個人情報を使って、被害者のカードで買い物をする、犯罪現場にもなりがちだ。

カードで買うときは、カードを使っている人が本当の持ち主なのかどうかしっかりと確認する、[信頼できる通販サイト](#)を選びたい。

利用明細を見て、そこに書いてある金額が自分の使ったものか確認しないと、他人が使った金額まで自分の口座から引き落とされてしまうかもしれない。利用明細は、カードによって、カード会社のサイトで見られるものや、郵送された紙で見られるものがある。

「利用明細」をよく見て、もし、私が使った金額があったらカード会社に連絡しないと他人に使われた金額も私の口座から引き落とされちゃう。



利用明細に、もし**自分が使った覚えがない金額があれば**、すぐカード会社に連絡しよう。カード会社が不正利用だと判断すれば、引き落とされないですんだり、引き落とされた後でも一定期間内なら被害にあった金額を返してもらったりする。カードによっては、利用するたびに通知をもらう「利用通知サービス」を使えるものもある。

以下から、[利用明細確認と利用通知についての動画](#)(60秒)を見られる。

<https://www.youtube.com/watch?v=yWIWrEb2DWE>

クレジットカード番号などを盗んだ犯人がカードを不正利用した代金が、本当の持ち主の口座から引き落とされるのは、クレジットカードが「後払い」だからだ。

現金を使わない支払い、つまりキャッシュレスの支払いには、前払い、即時払い、後払いがある。

前払いは、事前に入金(チャージ)しておき、買う時には入金した残高から代金が引き落とされる。たとえば、電車やバスに乗るときにタッチして支払うカードや、スーパーやコンビニの支払いのとき、事前に入金した残高から引き落とすプリペイドカードが、前払いだ。

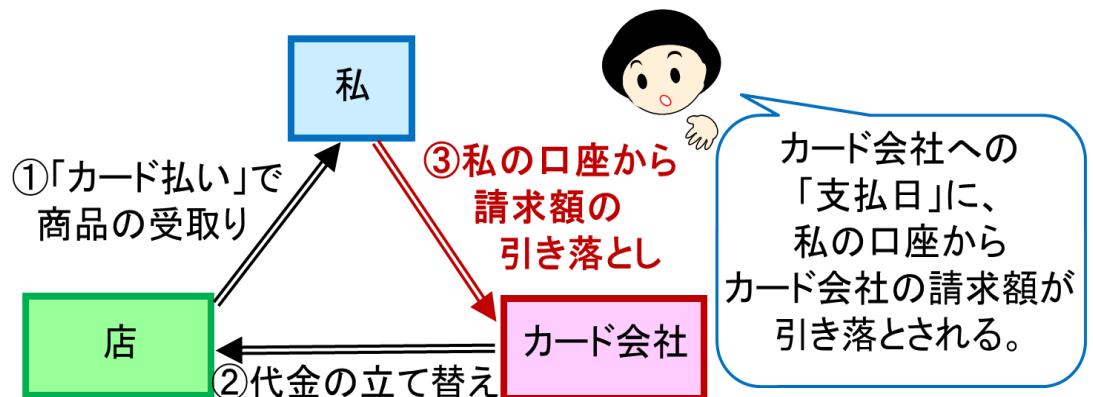
即時払いは、買う時に代金が銀行の口座から即時に引き落とされる。例としてはデビットカードがある。

後払いは、買う時に支払い業者が立て替えた代金が、後で銀行の口座から引き落とされる。クレジットカードのほか、最近は、スマホを使うものなど、新しい形の後払いも増えている。

2. 「後払い」とは

そもそも「後払い」とは、どういうことだろうか。クレジットカードを例にして見てみよう。

私は先月、クレジットカードの「一括払い」で、商品を買って受け取った(右図①)。



そのとき、カード会社は店に代金を立て替えて払った(②)。

そして今月、私の銀行口座から代金が引き落とされて、カード会社に支払われる(③)。

クレジットカードで支払った代金は、私の口座から引き落とされるまでの間、私が後でカード会社に支払わなければいけない債務になっている。カード会社への「支払日」に、私の口座に支払うことになっている金額が入っていないと、私がカード会社に対する支払を遅らせたことになる。

「一括払い」は、毎月カードで支払った金額が全部口座から引き落とされる。手数料はかかるない。その月の請求額を支払えば、後で支払わなければならない債務が後に残らない。

クレジットカード会社は、加盟店を調査して、悪質商

法だとわかったらカードを使えなくするよう、法律で規制されている。買った商品が偽物だったのに加盟店に連絡がつかないなど、加盟店との間で問題があるときは、クレジットカード会社に相談できる。そこは、現金や規制が少ない支払い手段を使うよりも安心だ。²

「分割払い」は、カードで支払った金額が、何回かに分けて口座から引き落とされる。「リボ払い」は、利用金額や利用件数にかかわらず、毎月一定の金額ずつ口座から引き落とされる。分割払いもリボ払いも、手数料がかかる。手数料は、年間だいたい「債務残高」の十数パーセントで、会員規約に書いてある。債務残高とは、それまでにカードで支払った金額の合計から、口座から引き落とされた金額の合計を差し引いた金額、つまり、後でカード会社に支払わなければならない金額だ。リボ払いは、支払いがいつまで続くの



一括払いなら、手数料がいらないし、その月の請求額を支払えば、債務が後に残らない。



リボ払いで買いたいなって思ったときは、あとでほんとに払えるか計算しとかないと、たいへんなことになるかも。

² 自分のクレジットカードを発行した会社に相談すると、加盟店に「利用者等の保護にかける行為」の疑いがあるときは、カード発行会社がそのことを加盟店と契約した会社に伝えて、連携して加盟店の不適切な行為の有無を判定する。日本クレジット協会の自主規制等に関する資料 p2 左下など。

か、わかりにくい。³

リボ払いの手数料より金利が安いからと、借り換えを勧める金融業者もある。こうして借金がかさんで、あちこちに支払う義務を負う「多重債務」になった人がいる。支払うお金を手に入れようとして、たいへんなことになった人もいる。

3. 「支払日」に口座のお金が足りないと

クレジットカードのリボ払いのほか、スマホを使う後払いも含め、カード会社などの支払い事業者が代金を立て替えた時から、口座から請求額が引き落されるまでが2か月を超える後払いは、「包括クレジット」とよばれる。このよう

口座のお金が
請求額より少ないと
遅延損害金をとられるんだ。



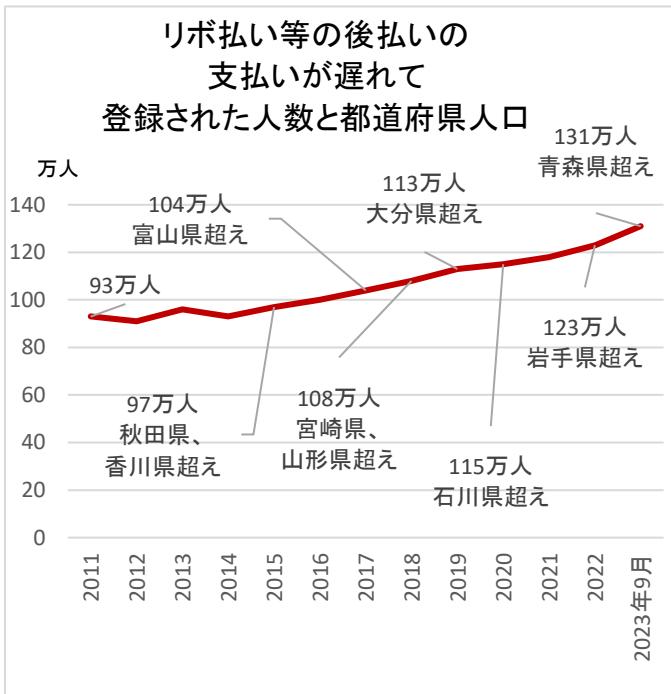
クレジットの支払いが遅れたら
登録されて
自動車ローンが借りにくくなる。

な後払いの支払いが遅れてしまった人が、増えている。

カード会社への「支払日」に、口座にある金額が請求額より少ないと、支払いが遅れて**遅延損害金**を支払うことになる。クレジットカードだけでなく、他の後払いでも、支払が遅れると遅延損害金を支払うことになる。

クレジットの支払いが遅れると、信用情報機関に**登録される**。支払いが3か月以上遅れたと登録されると、クレジットや、自動車や住宅の貸し付けを申し込んだとき、審査に通りにくくなる。この登録は、遅れていた支払いを全額支払ってからも、5年間残る。

リボ払い等の包括クレジットの支払いが3か月以上遅れて登録された人数⁴を、グラフにした。登録人数の増加がわかりやすいように、県の人口⁵と比べてみた。リボ払い等の後払い(包括クレジット)の支払いが遅れて登録された人数は、2023年に130万人を超えた。



³ リボ払いの例を試算する。例えば、18歳の4月に4万円、6月に6万円、10月に8万円の商品を、毎月5千円と年率15%の手数料を支払うリボ払いを買ったとする。この3回以外はリボ払いを全く使わず支払いだけ続けたとしても、クレジット会社への支払いは21歳まで続き、代金以外に3万4千円以上の手数料を払うことになる。この例のほか、毎月の定額支払額に手数料が含まれるリボ払いもある。債務残高が増えると定額支払額が増えるリボ払いもある。

⁴ 支払が遅れて登録される機関の一つに、CICという「信用情報機関」がある。

私の「信用情報」とは、私がクレジットやローンを契約した内容や、私がこれまで支払ってきた状況について登録された、私の個人の情報だ。自分自身の信用情報は、手数料を払って開示してもらえる。

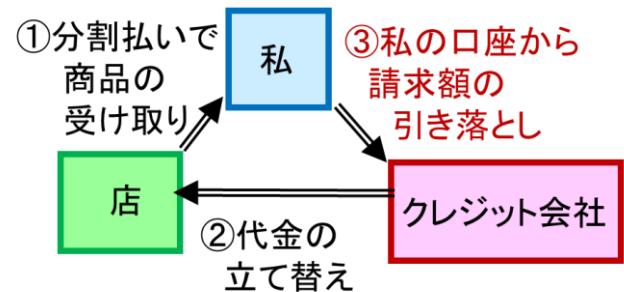
グラフは、CICの「割賦販売統計データ」の2022年まで毎年12月20日の人数と、2023年の最新の人数から作成した。 <https://www.cic.co.jp/index.html>

⁵ 2020年の数値。総務省「日本の統計2022」から。 <https://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>

4.スマホの分割払い

支払いが遅れて登録された人がリボ払いよりも多いのが、スマホを契約したときの機器の代金等の分割払いだ。このような分割払いは、「個別クレジット」とよばれる。その仕組みを見てみよう。

私は、新しいスマホを店で受け取ったとき(右図①)、スマホを買う契約のほかに、クレジット会社の「個別クレジット」の契約も見せられて、「同意する」という印をチェックした。私は、「同意する」をチェックしたことによって、クレジット会社と契約を結んだ。この契約で、私は、後でスマホの機器の代金をクレジット会社に支払うと、約束した。



この契約に基づいて、クレジット会社は、店にスマホの購入代金を立て替えて払った(②)。

その後、毎月、通信料金とともに、クレジット会社からの請求額が、私の銀行口座から引き落とされる(③)

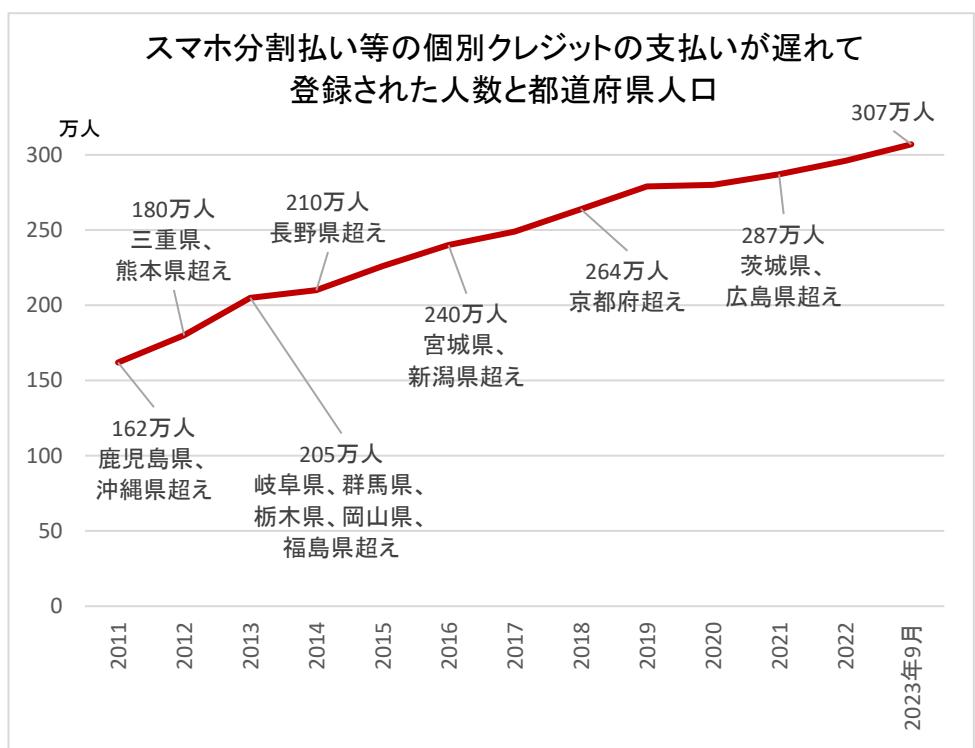


クレジット会社への支払も通信料金といっしょに引き落とされるんだ。



クレジット会社への「支払日」に、口座にある金額が請求額より少ないと、支払いが遅れる。支払いが遅れると、信用情報機関に登録される。

スマホの分割払い等の「個別クレジット」の支払いが3か月以上遅れて登録された人数をグラフにして、都道府県の人口と比べてみた。個別クレジットの支払いが遅れて登録された人数は、2011年162万人から大きく増えて、2023年には300万人を超えた。⁶



⁶ CIC という信用情報機関の「割賦販売統計データ」

<https://www.cic.co.jp/cic/statistics-installment.html>

5. 後で払わせる悪質商法

若者をねらった悪質商法は、後で払わせるものが多い。

若者には、収入も貯金も少なくとも、未来がある。だから、悪質商法の犯人は、若者をだまして後で支払う義務を負わせ、後で支払わせてもうけようとするのだろう。若者の中には、自分の未来の価値を、犯人ほどには理解していない人がいるかもしれない。そんな若者が、未来の自分に支払わせるという不利な契約をするように、仕組まれているのではないか。

その手口を見てみよう。

クレジットは、商品を受け取る時のほか、サービスを受けるときにも使われる。その中には、一回ごとの値段より安いからと言われて、何回分も一度に契約するとき使われるクレジットがある。一度に契約すると金額が大きくなるので、分割払いやリボ払いにすることもある。

こんな契約をした後、解約したくても手続きが難しくて解約できずクレジットの支払いを続けた人や、解約できても高い手数料をとられた人がいる。

一度に何回分も契約して、
クレジットで支払うんじゃなく、
一回ごとか一月ごとに支払おう。



「簡単にもうかる」って、絶対うそ。
もうかるから後で支払えるなんて、
信じられるわけない。

また、「高い収入が得られる」などと言われ、「もうかる情報」やマルチ商法⁷などの契約をした人もいる。「収入が入るからすぐ支払える」と言わせたことを信じて、リボ払いや分割払いなどの後払いや、借り入れたお金で契約したけれど、後で支払えるような収入はなかったという人は多い。もうかるという広告や勧誘で契約して、実際に高額の収入が得られたという人には、会ったことがない。

後払いの支払いが滞ると信用情報機関に登録されるのは、なぜだろうか。

以前、うそをついておどす悪質な勧誘を受けて何度もクレジットの契約をし、クレジット会社に何千万円も、後で支払う義務を負った家族があった。その家族は、クレジットの支払いができなくなり、クレジット会社に自宅を売られてしまいそうになった。こんなことがまた起きないように、日本は法律を変えた。⁸

クレジット事業者は、クレジットを使う人の情報を確認して、支払えそうな金額だけしか、後で支払う義務を負わせてはいけないことになった。もし、私がクレジットの支払いを遅らせたら、信用情報機関に登録される。他のクレジット会社は、登録された情報を確認するので、登録された私は、クレジットを使えなくなる可能性がある。⁹これで、私は、後で支払えなくなって困ることになりにくくなる。

⁷ 「マルチ商法」は、「連鎖販売取引」ともいう。

消費者庁「特定商取引法ガイド」の「事例紹介 連鎖販売取引」

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/case/multilevelmarketing>

⁸ 経済産業省「割賦販売法等について」p5「割賦販売法の改正の変遷」の「2008年改正」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyuukan.html>

⁹ 経済産業省「割賦販売法（後払信用）の概要」p25「過剰与信防止義務」の「クレジット債務」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/2207atobaraigaiyousiryou.pdf>

6. 相談して身を守る

若者をねらった悪質商法は、「おとななんだから自分で判断して」と言って、家族などに相談させないようにするものが多い。

誰かに相談されて、悪質商法だとばれるのが、こわいからだろう。良心的な相手なら、「どうぞ、家族でも友達でも相談してください。」と言うはずだ。

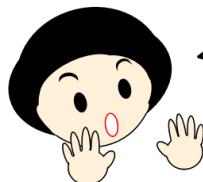
もし、「だれにも相談しないで」と言わされたら、あやしいと考えよう。

「人に相談せず
自分で判断して」とか
言わされたら、あやしい。



後で払う義務を含む契約には、わかりにくいことが多い。悪質商法には、私たちが自分の損になる判断をするように、わざとわかりにくい表現にするものもある。

わからないのは、恥ずかしいことではない。デジタル技術やグローバル化が急速に進み、新しい取引が次々に出てくる中で、わからないことが多いのは、私たちみんなだ。



断るときは勇気をもって
「いりません」
「契約しません」
「勧誘はお断りします」

能力がある人は、わからないことを自覚して、ほかの人にも相談しながら考える。そして、未来の自分をたいせつに考え、未来の自分のためになる判断をする。本当に未来の自分のためになると思えなければ、勇気をもって「いりません。」「契約しません。」「勧誘はお断りします。」と言う。「今を逃すと後悔する」とお

どすような言葉や、「あなたのために」という親切そうな態度にまどわされず、中身で判断する。

188に電話すると、地域の消費生活センターにつながって、相談員の人と話ができる。経済産業省の本省と各地の経済産業局、沖縄総合事務局経済産業部にも消費者相談を受ける人がいて、それぞれの電話番号にかけると相談できる。まわりの人に相談してもいい。

クレジットカードの不正利用や後払いの支払遅延から身を守ることは、今の自分や家族を守るだけではない。未来の自分を守ることになる。そして、私たちのお金を、国内外の犯罪者の手に渡さず、技術を生み出し人材を育てる職場に届けることにもなる。

私たちはこうして、私たちがくらす世の中を、より良いものにしていくことができる。



経済産業省の消費者相談

消費者相談室（本省）電話 03-3501-4657（相談専用）、

受付時間：10 時～16 時 30 分

北海道経済産業局 電話：011-709-1785（相談専用）、

受付時間：10 時 00 分～16 時 15 分（12 時 00 分～13 時 00 分除く）

東北経済産業局（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）、

電話：022-261-3011（相談専用）

受付時間：10 時 00 分～16 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分除く）

関東経済産業局（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県）

電話：048-601-1239（相談専用）

受付時間：10 時 00 分～16 時 00 分

中部経済産業局（富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県）

電話：052-951-2836（相談専用）

受付時間：10 時 00 分～16 時 00 分

近畿経済産業局（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

電話：06-6966-6028（相談専用）

受付時間：9 時 30 分～16 時 00 分

中国経済産業局（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）

電話：082-224-5673（相談専用）

受付時間：9 時 00 分～16 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分除く）

四国経済産業局（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）

電話：087-811-8527（相談専用）

受付時間：9 時 00 分～16 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分除く）

九州経済産業局（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）

電話：092-482-5457・5458（相談専用）

受付時間：9 時 30 分～16 時 30 分（12 時 00 分～13 時 00 分除く）

沖縄総合事務局経済産業部

電話：098-862-4373（相談専用）

受付時間：10 時 00 分～16 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分除く）

資料作成：経済産業省 商務・サービスグループ参事官室 消費者政策分析官 谷みどり

（参考）「消費者政策研究官等の活動」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyukan.html>